

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2826号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

夕焼け(山梨県山中湖村)



もくじ

随 情 情	フ 政 活 活
想 報 報	ォ 策 動 動
	ー ラ ム

復興たより 会ってしゃべって、つながる笑顔	国と地方の協議の場に藤原会長が出席―「経済対策」平成25年度予算編成及び地財対策について協議―
町村Nav i	平成25年度政府予算編成で要請活動Ⅱ全国町村会
ひかり・みどり・ゆとり・協働のまち 愛川	大規模大地震、複雑多様化する災害を踏まえ更なる消防防災体制の強化へ〜平成24年版消防白書〜
	有田川町 地域交流センター「ALEC」
	本のあるカフェ+まんが館+三三博物館Ⅱ和歌山県有田川町
	福島県浪江町
	登美夫
	沼尾 波子
	山田
	神奈川県愛川町長
	山田
	登美夫
	(16) (14) (13) (9) (6) (4) (2)

地域ケア・ネットワークが育む信頼

日本大学経済学部教授 沼尾 波子

復興増税が始まった。さらに来年春には消費税増税が始まるとすれば、今年はずいぶん増税元年。戦後初ともいえる純粋な増税は、国民に重い負担感をもたらすだろう。とはいえ、増税による収入の多くは、既存のサービスの維持や債務削減に充てられる。負担増に対し、サービスの充実を実感できないとすれば、国民の行政に対する不信感がさらに強まる可能性もある。

こうしたなかで、昨今の社会保障改革の議論の端々に登場するのが「地域」に対する期待である。高齢、障がい、子育て支援など、対人社会サービス分野において「地域」の人的資源とネットワークを活かした取り組みの推進がうたわれる。財源は限られており、サービスの充実には限界がある。そこで、地域で汗をかき、効果的な助け合いの仕組みを模索せよ、ということである。

町村でも、公立病院や診療所が核となり、在宅医療や在宅介護の仕組みを構築したり、保健師が地区ごとの訪問と見守りを重ね、成果を上げている事例がある。その多くは保健・医療分野の専門家を中心とするチーム医療・介護である。

専門性が問われる領域であり、役場は受け身になりがちと思っていたところ、先日、町担当課が旗振り役となって地域ケア・ネットワークを構築する取組みに出会った。愛媛県久万高原町では、町直営の地域包括支援センターと社会福祉協議会がタッグを組んで、高齢者を中心とする住民のケアにあたる。地区単位で毎月行われる担当地域ケア会議では、介護関係者のほか、開業医、民生児童委員、消防、駐在などの関係者が集まり、情報を共有しながら、ケアが必要な人をチームで見守る体制を作る。身体介助に留まらず、虐待に対する自配りや、時には悪徳商法のクーリングオフ対応を行うなど、生活面まで幅広く支援する。

地域をよく知るベテラン社会福祉士を現場職員として雇ったことに加え、ケアマネジャーにマイクロカウニング等の研修を行うことでコミュニケーション力の向上を図り、ケアの質を引上げることも目指されている。

もはや「措置」の時代ではない。申請受付と事務処理をしているだけでは住民ニーズに気づけず「手遅れ」になることもある。役場が対話を通じて地域ケアのネットワークを地道に作り上げていくことが必要だ。その積み重ねが、長い目でみれば、租税負担への理解につながるのではなからうか。

●写真募集●

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

全国町村会

国と地方の協議の場に藤原会長が出席

—「経済対策」「平成25年度予算編成及び地財対策」について協議—

自公政権となつて初めての「国と地方の協議の場」(平成24年度第3回)が1月15日に総理大臣官邸で開催され、本会の藤原忠彦会長(長野県川上村長)ほか、地方六団体代表が出席した。政府側からは、安倍総理大臣、麻生副総理・財務大臣、菅官房長官(国と地方の協議の場議長)、新藤総務大臣、甘利経済財政政策担当大臣らが出席、「経済対策」及び「平成25年度予算編成及び地方財政対策」について協議を行った。

会議の冒頭、安倍総理大臣は挨拶の中で、地方に関わる重要政策課題について地方と連携して政策を進めていくため、この国と地方の協議の場を活用していきたいとした上で、

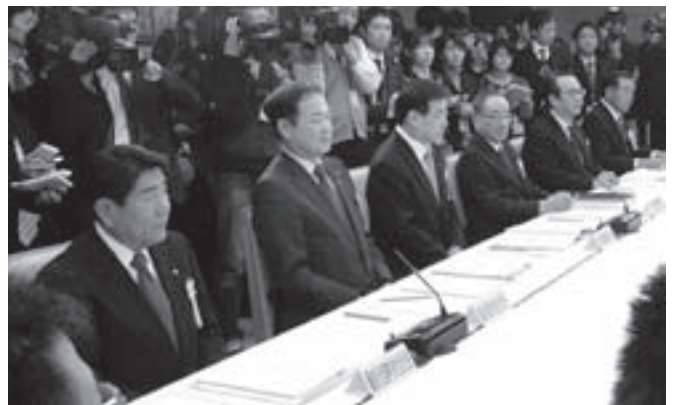
①日本全体が成長していくため、地方が活力を取り戻し、成長していくために投資をしていく、②緊急経済対策を決定し、補正予算の編成作業は大詰めを迎え、来年度予算編成や

税制改正作業も早急に進めており、スピード感を持って経済を再生していきたい、と述べた。

山田全国知事会長は、新政権の発足後、直ちに緊急経済対策を取りまとめるなど、経済再生に向けスピード感を持って対応していることを評価するとして、①地域が元気にならなければ日本全体が元気にならない。地域の実情に応じた地域経済の再生、そして、国・地方を通じた日本再生に向かって歩みを進めるよう、我々も全力をあげていきたい、②経済が元気になり、所得があがってくることを地域も期待しており、



▲国側の代表として出席した安倍総理大臣(中央)麻生副総理・財務大臣(右から2人目)菅官房長官(左から2人目)新藤総務大臣(右)甘利経済財政政策担当大臣(左)



▲出席した地方六団体代表(左が藤原会長)

活 動

給与が下がる話をされない方がありがたい、と述べた。

藤原会長は、「経済対策」について、①創設いただく地方支援の交付金については、財政力の弱い団体に特に配慮をお願いする、②経済対策で「攻めの農林水産業」として1兆円超の予算を確保いただき評価する、と述べた。

また、甘利経済財政政策担当大臣から「早急に24年度補正予算を編成し、本対策を実行に移していく。引き続き、スピード感と実行力をもって間断なく政策を実行、実施していく。」との発言があった。

次に、「平成25年度予算編成及び地方財政対策」について、麻生副総理・財務大臣からは、平成25年度の予算の編成に当たり、中期的に財政健全化を進めるため、中身を重点化しなければならぬとした上で、「地方財政の課題は、給与の削減である。国は7・8%引き下げをすでに履行しており、これにより、地方公務員の給与水準は、ラスパイレスで106%くらいと見込まれる。地方交付税に、国民の税金で保障しているという立場に立つと、平成25年度の予算からは是非反映させていたただかないといけない。国とほぼ同じ様なレベルに合わせてもらわないとなかなか

国民の納得が得にくい。今回の補正予算で、1・4兆円を地域の元気臨時交付金として計上するが、(交付税を)6、000億円くらいを削っていた点という点を頭に入れていただきたい。組合との交渉等いろいろあると思うが、是非よろしく願います。詳細は総務省と詰めていただきたい。」との発言があった。

これに対し、山田知事会長は、財政健全化に協力していくとともに、地方公務員の給与についても、適正化を図っていく必要があるとした上で、①これまで地方は、大変な努力をしてきた。10年間で2兆円近い給与削減をしており、職員定数では国の6倍くらいの削減を行ってきた。国が2年間、7・8%引き下げたから、地方の給与が大変高いというの納得できない。今までの行革努力を評価すべき、②国の7・8%引き下げは、東日本大震災の復興財源に充てるために特別に実施したものの。地方の削減についてどのような名目で実施しようとするのか。単に国の方の財政が苦しいから地方から出せというのでは、とても労使交渉できるものではない、③国はとりあえず2年の措置であるので26年には差はなくなるどころか、地方の方が低くなるのが推測される。とにかく

く1年間下げろという話であるのか、と述べた。

藤原会長は、「町村職員の給与は長期にわたり、国を大きく下回っており、ラスパイレス指数は低い。給与の独自カットや定数削減など大変厳しい行革をやってきている。そういう町村も含めて、交付税とリンクして一律に削減するということは、どうしても納得がいかない。もう少し上手い知恵がないか、その辺を考えていただきたい。」と求めた。

これに対し麻生副総理・財務大臣は「今、言われたのは、私どもとして十分納得できるところでもある。努力しているところ、努力していないところと色々差がある。それは良く分かる。私どものところは全体として見るのが財務省としての立場なので、今のところのラスパイレス指数というのが最もマクロ的に見たら、この数字になるのでその数字を申し上げている。各市町村は約1、800あるが、その市町村に色々差があるというのは間違いない事実である。その点の細かいところは色々配慮する必要があるというご意見はごもっともなところ。その点については総務省の方で配慮しなければいけない。」と述べた。

新藤総務大臣からは、地方におけ

る行革努力や独自の定員削減等々が行われてきたことは承知しており、しっかりと評価したいとした上で、①政権与党の公約・政権の方針ということもあり、地方と話をしながら、取り組んでいきたい、②地方へのお願いについて、どのような意義を見出ししていくのかということも非常に重要であり、国民の理解を得るための努力を行わなければならない、③26年度からは、また国の方においても新たな措置を考えるが、当面、25年度の措置を考えていただきたい。新年度についてはぜひ国と足並みをそろえていただきたい、④皆さんとしっかり話し合いをして、意見を頂戴したい、との発言があった。

最後に、菅官房長官から「この厳しい状況の中で、ぜひ強い経済を目指すという予算の重点化を行ってきたので、地方には公務員の給与削減についてぜひご協力をお願いしたい。ただ、これについてはいろいろな意見もあったので、今後、総務大臣に地方と調整をお願いしたい」との発言があり、新藤総務大臣は「しっかり意見を伺いながら、出来る限り丁寧にご問題は調整したい」と述べた。

平成25年度政府予算編成で要請活動

全 国
町 村 会

― 道州制導入反対・地方財源の確保等を要請 ―



総務省

▷新藤総務大臣（右から6人目）



全国町村会は、平成25年度政府予算編成を控え、1月10日に正副会長会を開催し、会議終了後、正副会長が総務大臣及び自由民主党・公明党幹部と面談、昨年11月21日の全国町村長大会で採択した決議、特別決議及び全国町村長大会意見（町村週報2821号参照）の実現方について要請活動を行った。

要請は、大会意見のうち、「大震災からの復興、防災対策」、「町村自治の確立（道州制導入反対）」、「地方税財源の確保（地方交付税とリンクする地方公務員給与削減強制に反対、地方交付税の総額確保、自動車2税の代替財源確保、償却資産・ゴルフ場利用税の堅持）」、「農林水産業（TPPへの参加反対）」など、重点意見を基に行った。

活 動



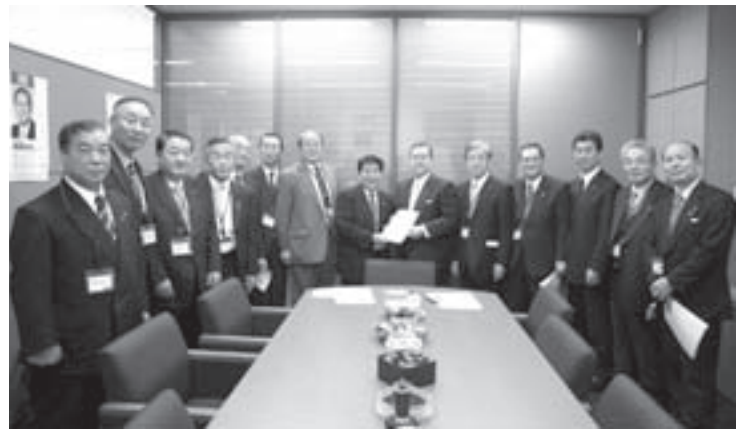
自民党

▽石破幹事長(右から3人目) 河村選対委員長(右から5人目) 細田幹事長代行(右) 野田総務会長(右から4人目) 高市政務調査会長(右から2人目)



要 請 活 動 者 名 簿

- 藤原 会長 (長野県川上村長)
- 寺島副会長 (北海道乙部町長)
- 杉本副会長 (福井県池田町長)
- 荒木副会長 (熊本県嘉島町長)
- 稲葉副会長 (岩手県一戸町長)
- 齋藤副会長 (秋田県井川町長)
- 古口副会長 (栃木県茂木町長)
- 岩田副会長 (千葉県東庄町長)
- 遠藤副会長 (静岡県長泉町長)
- 松本副会長 (大阪府千早赤阪村長)
- 石 副 会 長 (鳥取県日吉津村長)
- 白石副会長 (愛媛県松前町長)
- 一瀬副会長 (長崎県波佐見町長)



自民党

▽野田税制調査会長(右から6人目)



公明党

▽漆原国対委員長(左から5人目)

政 策

大規模大地震、複雑多様化する災害を踏まえ更なる 消防防災体制の強化へ 『平成24年版消防白書』

政策解説

消防庁が平成24年12月に公表した「平成24年版消防白書」は二部構成になっており、第一部は、東日本大震災を踏まえた課題への対応と題し、地震・津波対策、原子力災害への対応、科学技術上の重要課題について。第二部は、消防行政を取り巻く現状と課題についてと題し、昨今の災害の現状から考察される防災体制・対策、今後の課題について言及。過去を検証し、時代の変化と共に求められている対策・体制構築へ向けて、国、地方公共団体はもちろん、国民、企業が活用できる内容となっている。

震災への対応を検証し最良の対策を

平成23年4月に設置された中央防災会議の報告書「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」を基に、平成23年12月に開催された中央防災会議において、地方公共団体において作成する地域防災計画等の基本となる「防災基本計画」が修正された。最大クラスの津波想定の実施、津波に強いまちづくり等、新たに「津波災害対策策編」が設けられた。また、平成23年10月に設置された中央防災会

議の専門調査会である「防災対策推進検討会議」の中間報告を受け災害対策基本法の一部を改正した。

地方公共団体には、南海トラフの巨大地震に起因する津波災害等に備えるため、ハザードマップや津波避難計画の策定の推進が求められている。消防庁では、平成24年6月より「津波避難対策推進マニュアル検討会」を実施。「津波対策推進マニュアル検討報告書」を平成24年度内に改訂し、地方公共団体に提示。地方公共団体の津波避難対策をより一層推進することとしている。

防災意識の向上と共助体制の強化

については、平成24年8月に岩手県

において初めて、「少年消防クラブ交流会」を開催し、将来の地域防災の担い手（消防団等）育成を図るための場を提供。インターネット等の広報媒体を通じた防災知識の普及啓発も引き続き行っている。また、東日本大震災では、都道府県域を越えた全国の地方公共団体からの応援が積極的に行われたことも記憶に新しいが、相互応援の円滑化に向け、事前の研修や訓練をしておくなどの取組を進める必要があるとしている。

災害情報等の伝達については、東日本大震災においては、同報系の市町村防災行政無線が有効であったことが検証されている。このため未整備地区の早急な整備、Jアラートと連携した自動的な伝達手段の構築・耐震化等の推進が重要である。現在、災害情報伝達手段の多重化・多様化の実証実験中で、平成24年度末を目途に、災害情報伝達手段に係る推奨仕様書を策定し、全国に配布する予定だ。消防救急無線については早急

なデジタル化が求められている。明瞭な音声や文字情報を瞬時に伝送することが可能、無線の輻輳・混信が抑制可能、より広域的な通信が容易になる等のメリットが確認されていることから、今後は財政支援措置、技術アドバイザー派遣、デジタル化実証実験で得られた知見提供等、全国の消防救急無線のデジタル化が円滑に行われるよう支援策を推進することとしている。

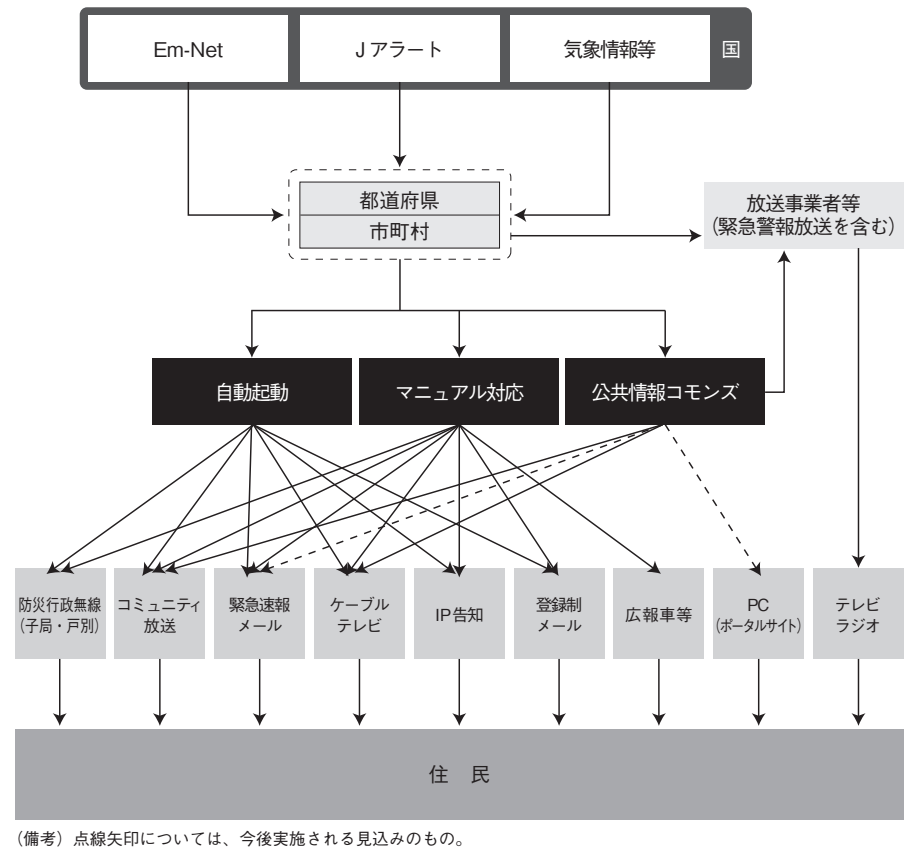
大規模災害発生時における効果的な活動とは何か

東日本大震災では、多くの消防職団員が被災し、消防庁舎や装備等が多大な被害を受けた中での活動等の課題が明らかになり、その課題解決に向けた施策を紹介している。

まず初動活動については、効果的な初動活動を行うためには、事前計画、事前訓練等の備えが大切であり、効果的な活動方策として、災害対応体制及び情報管理体制の確立、優先順位や部隊活動の原則等の事前共有、同時多発災害向け、部隊出動数・配置等を想定した計画等を挙げている。消防本部、消防団、他関係機関との連携については、情報の共有と指揮系統の統一を図るとともに、活動長期化に向けた配慮も重要として

政 策

参考 地方公共団体における住民に対する主な情報伝達手段



いる。津波災害時には、「消防職員も退避する」ということを基本に、住民の避難誘導を行いながら、ともに退避することが重要であり、事前に住民に周知し、理解を得ておくことが必要としている。

特別高度救助隊及び高度救助隊の創設以降、検知、除染等の活動に使用する資機材の高性能化が進むとともに、消防活動上の安全管理手法等の研究が進行中。活動結果や海外での先進事例等を参考に、災害態様別の標準的な部隊編成等の検証・検討も実施している。

津波による浸水やがれきの堆積等、多くの活動障害がある非常に困難な状況下で行われた東日本大震災における消防活動においては、火災、救助、救急の3つの分野で検討を実施。火災活動については、津波に起因した火災発生時における消火活動の実効性を高めるための方策や留意事項を検討。救助活動については、津波災害への備えを充実させ、救助活動に係る諸課題を解決するための方策を検討。救急活動については、アンケート調査を実施し、津波災害発生時における救急活動の実効性を高めるための活動方策及び活動上の留意点等について検討している。他機関等との連携については、体制強化が急務であり、海外からの救助隊の受入れについては、機能的な枠組み作りが必要であるとしている。

東日本大震災においては、緊急消防援助隊の活動が被災地の地域住民に大きな安心感を与えることにもつながり、その活動は高い評価を得た一方で、今後発生への切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震等の大規模地震への対応も視野に入れた体制構築が求められており、燃料補給車、全地形対応車、大規模震災用高度救助車等の整備、また、被災地へのアクセス道路が相当程度寸断される事態が大いに懸念されることから、空路及び

海路をより機動的に用いた被災地への消防力の投入、体制構築といった広域的情報収集及び情報共有の体制強化への取組を記している。

危険物施設や石油コンビナート施設への地震・津波対策としては、タンクの規模や津波浸水想定等に基づいた津波被害シミュレーションを作成し、消防庁ホームページにおいて提供している。

原子力災害への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、当該区域内の防火対策として、管轄消防本部が定期的に巡回を実施しており、管内の大部分が警戒区域に設定された双葉消防本部では、火災の早期発見のため、監視カメラの設置を行い、多数の消火栓が震災により破損したことから、上水道と併せてその復旧を進めるとともに、消防水利の確保を図っているとしている。消防庁では、監視カメラ、簡易型防火水槽、高性能水中ポンプの整備に係る財政支援を行った。住民の一時立入に際しては、警戒活動を実施。住民や除染業者等で体調不良になった者の救急搬送等の対応や、立入者に対する予防広報、火災を発見した場合の早期通報の依

策 政

頼等も行っている。

緊急消防援助隊として活動した消防職員へは、定期検査を実施し、当該検査等の結果に基づき健康状態の確認等を行う。

さらに原子力施設等における消防活動対策のマニユアルの見直し、個人警報線量計等の放射性物質事故対応資機材を緊急消防援助隊登録消防本部に配備、関係地方公共団体における防災計画の見直しや、訓練等を通じた防災体制の充実強化支援を実施。また、消防研究センターで実施しているのは、広域版地震被害想定システムの研究開発、東日本大震災における火災分析と防火対策に関する研究、津波浸水域における消防活動用車両等の研究、石油タンクの津波による損傷メカニズム及び発生防止策の研究、がれきなど堆積物の火災危険性評価方法及び消火技術の開発、再生可能エネルギー関連設備・装置の火災危険性把握のための研究等。長いスパンでの施策に取り組んでいる。



第二章では、現況とその対応について、述べられている。

まずは消防法の一部改正。これは、

防火管理体制があいまいな雑居ビル等を中心に、多数の死者を伴う火災被害が頻発していることを踏まえたもの。管理権原者に「統括防火管理者」の選任を義務付け等が改正された。また、検定の未受検、不正受検の消防用機器等が市場に流通する事案が多発していることから、改正消防法では消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権を付与した。消防用機器等の「検定」制度見直し、自主表示対象機械器具等の製造業者等に対しては、検査記録の作成・保存を義務付けた。

火災に関しては、出火件数を見ると平成23年中の出火件数は、5万6件と前年に比べ3、386件(7.3%)増加しているが、平成13年と比較すると78.6%となっており、年々減少している傾向にあるといえる。死者数もおおむね減少傾向にある。住宅用火災警報器の普及とともに住宅火災の死者は減少しており、取組が成功していることが顕著に表れている。

平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災での人的被害は死者7名、負傷者3名(うち従業員1名)という重大なもの。これを踏まえ、3階建て以上で防火管理者の選

任義務を要するホテル・旅館等のうち、昭和46年以前に建築されたもの(現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合しているものを除く)について緊急調査を実施した。新たに発足させた「ホテル火災対策検討部会」では、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行った。中間報告として、小規模なホテル・旅館等(300㎡未満)への自動火災報知設備の設置義務化、計画的な立入検査が実施される体制の整備、火災予防上の危険に係る公表制度の整備の必要性が説かれ、実施に向けた検討を進めている。

市町村においては、その区域内における消防事務を十分に果たすべき責任を有しているが、小規模な市町村における消防体制には課題が少なくない。管轄人口が10万人未満の小規模消防本部は、全国791消防本部のうち478本部で、全体の60%。複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等の課題解決に向け、行財政上のスケーラビリティを活かした広域化を目指している。迅速で効果的な出動による住民サービスの向上、人員配

置の効率化による現場体制の充実・高度化、財政・組織面での消防体制の基盤強化等が期待できるが、対応に時間がかかっていることも事実。継続的な取組が必要とされている。

消防機関をはじめとする防災関係機関による体制整備が必要であることは言うまでもないが、地域の防災体制を確立することも大切である。阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や、東日本大震災においては、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識された。効果的かつ組織的に活動がなされるには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平時時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定し防災訓練を積み重ねておくことが必要である。白書では、地域の自主防災組織の育成とともに、婦人(女性)防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることが重要。防災関係機関はもちろん、消防団、自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ、少年消防クラブ等、地域防災の担い手同士が相互に連携することが、防災力の向上につながるとしている。

フォーラム

(町の概要)

有田川町は紀伊半島の北西部、和歌山県のほぼ中央に位置する人口約27,000人の町です。町の中央部には高野山に源流を発する有田川が西に蛇行しながら悠々と流れています。

古くよりみかん栽培が盛んであり、『有田みかん』の産地としても知られております。また、粒が大きくて香りが高い『ぶどう山椒』は生産高日本一を誇ります。



現地レポート
町村独自のまちづくり

有田川町 地域交流センター「ALEC」
本のあるカフェ十まんが館+mini博物館

町のランドマークとって…

平成21年4月、有田川町にちよつと変わった図書館のような施設をオープンさせて頂きました。それが『ALEC (アレック)』です。図書館のような施設…と表現させて頂いたのは、従来の図書館のイメージとは異なる施設だからです。ここは図書館と云つより、『本のあるカフェ』なのです。香り高い本格珈琲や紅茶などを飲みながら本が読め、友達同士で会話が楽しめる、パソコンでネットもできる、そしてお腹が空けば本を横に置いてパスタやパニーニが食べられる、そんな公立では珍しい施設が『ALEC』なのです。

従来の図書館のイメージは、図書館に入るとまず目に付くのは司書の座ったカウンター。そして目を室内に移すと整然と並んだ書架、書架、書架…。そして静かに本を選ん入々。ずらりと並んだ書架の間には少しだけドーナツとイスが置いていてみんな静かに本を読み、そして調べ物をしている…



△地域交流センター ALEC

フォーラム

そんな光景をきつと浮かべるに違いありません。

しかし、『ALEC』は違います。入口からは長く明るいエントランス。紀州材を用いたそこにはクラシックカーが数台並んでいます。そしてエントランスを過ぎると広々とした空間がありテーブルとイスが置かれて、前面ガラス張りの窓からはウッドデッキのテラスや芝生広場が一望できます。一見すると広いカフェのような光景なのです。隅の方には背の低い書架はあるけれど建物の空間の大部分は中央ホールです。そして、耳に入ってくるのは音楽です。有線放送でJAZZなどを流しております。お客様を眺めれば、



▷憩いの場所となっている「本のあるカフェ」

◀長く明るいエントランス



お茶を飲みつつ仲良しグループで話している人、何やら打ち合わせのようなことをしているサラリーマン風の人々、本を読みふけている人、コミック誌を何冊も積み上げて夢中で読んでいる青年、パスタに舌鼓を打っている若い女性達、窓際の席ではパソコンを使ってなにやらレポートを書いているような学生さん…様々な人々がそれぞれのスタイルでここを利用しています。

図書館とは『静かで、話しをしてはいけないところ』『館内では飲食が出来ないところ』というのが一般的なイメージですが『ALEC』は全く違います。音楽が静かに流れ、珈琲などのドリンク類やパニーニ、パスタなどの食事も出来る、まるで『カフェ』のよ

うな空間が『ALEC』なのです。もちろん図書館機能も併せ持っておりまして約44,000冊の書籍、約36,000冊のマンガ(コミック誌)、そして月刊誌、週刊誌などが置かれています。専門書などの類はなく親しみやすい本が中心の施設なのです。カフェを館内に作ったり、クラシックカーなどを展示していたり、ミニ博物館を併設しているのはいろんな層のお客様に利用して頂きたいという思いからです。本好きの人が集まる場所、書籍や資料を利用するところ、それだけではなく、『憩いの場所』『お茶を飲む場所』『語らい交流する場所』『待ち合わせの場所』などにも利用できる新



▷クラシックカーが並ぶミニ博物館

たなスタイルの図書館づくりに挑戦しているのが『ALEC』です。人口27,000人の小さな町ですが、アレックに訪れて頂くお客様は月平均10,000人程度となっており、町の新たなランドマークにもなっているようです。

web libraryを導入…

今回、また新たなサービスを始めました。それが『電子書籍』への対応です。近年、書籍・雑誌等の印刷媒体の売り上げは減少する一方です。1996年のピーク時には書籍雑誌売上げは2兆6,500億円でしたが、201



フォーラム

「ALECC」
▷町の新たなランドマークとなっている



1年では1兆8、000億円程度まで落ち込んでいます。ピーク時の実に68%です。このように印刷媒体は年々減少の一途を辿っているのが現状です。逆に『電子書籍』は成長著しく、2015年度には売上げは2、200億円超になると見られています。アメリカではアマゾン社の電子書籍売上げが印刷媒体を上回りました。書籍形態や端末、そして文化の違いはありますが、アメリカではもう既にKindleなどの爆発的な普及により電子書籍が一般化していると言えます。日本に於いてもケイタイ小説の台頭など若者には既に印刷媒体にこだわらないという

▷様々な人々がそれぞれのスタイルで利用している



傾向があり、電子媒体が印刷媒体と逆転する日も近いのではないかとさえ思われます。そんな現状の中、公共の図書施設としてもニーズへの対応、そして今後の図書館のあり方を考える時に、電子書籍の利便性、有効性を認め、これを積極的に活用していくことが時代への対応であるとして、新たなサービスを開始いたしました。2011年11月3日に和歌山県内では初の、そして町村では全国初の電子書籍による図書サービスを開始いたしました。タブレット型(TPAD)にも対応しております。ちなみに本格的な

TPAD対応としては全国初の試みとなっております。電子書籍はご利用頂く住民の皆様がインターネットを介して私どものホームページ『有田川Library』に入ってきて頂き、電子コンテンツとしての書籍をパソコン上でお読み頂くというものです。要するに、インターネット接続環境とパソコンなどの端末があればどこでも利用が可能というシステムです。さて、ここで、電子書籍を導入することによる期待される効果を挙げてみたいと思います。
①自宅や外出先からでも利用できる。会社などで遅くまで働き開館時間に図書館に来られない方や、物理的に図書館まで来ることが出来ない方、また遠方の方、交通弱者の方にも利用してもらえます。IDとパスワードさえあれば、世界のどこからでも電子図書を利用できる。
②365日、24時間いつでも利用できる。従来の図書館だと開館時間でないことと利用することが出来ないが、インターネットを使ってアクセスするだけなので365日、24時間いつでも利用することが可能となる。
③音声やアニメなどデジタルならではの対応が可能。印刷媒体であれば、例えば図鑑などでは動物の鳴き声や動きなどはわからないが電子媒体だと音や声を出すこと

が可能だし、図を回転させることも動画にして動きを表現することも出来る。また、障害がある方にも音声対応で読んだり、音でお知らせすることも可能。
④独自のコンテンツ、郷土資料などを提供できる。町で作成した資料や広報紙、パンフレットなどの類から郷土資料までデジタル化することによって自由に閲覧することが出来、貴重な資料も電子化によって劣化しないので閉架する必要も無く誰もが閲覧できるようになる。
⑤返却忘れ、汚れ、そして盗難の恐れがない。返却日は自動設定で返却忘れがなく、また電子媒体なので印刷媒体のような形のあるものではないので盗難されることもない。以上が期待される効果です。電子書籍には今までの印刷媒体に出来なかったこと、そして可能性が沢山あります。デジタルデータは劣化しないので古文書などの貴重資料をデジタル化すれば閉架することなく誰もが閲覧できるようになりますし、タイトルを付けることで検索もスムーズになり、資料整理も容易になります。絵画や図面、写真などの資料、パンフレット、チラシ類なども今まで高張っていた整理保存するのが難しかったのですが、デジタル化すれば収納場所が必要なくなり、且つ検索も容易になります。

フォーラム

加えて、音声、動画、また立体化（3D等）にも対応できてよりリアルでわかりやすい資料となるばかりか、障害者の方への対応もでき、また効果音や各種言語への対応、注釈の添付や参考資料との連携も容易に図ることが出来ます。

またまた考えられることは無数に有り、工夫と使い方でより世界が広がるのが電子コンテンツだと考えます。全国どこの方でもフリーに閲覧できる本町ならではの特徴ある資料提供であるとか、情報の発信も含めて電子コンテンツの更なる利用形態を研究していきたいと思えます。

電子書籍は今後の図書館行政とは切っても切り離せない大きな課題であることは確実です。極論すれば、紙ベースはなくなり、電子コンテンツに取って代わる日もいつかやってくるかもしれません。電子書籍の登場は図書館のスタイルを大きく変えるでしょう。ただ、図書館の持つ情報の収集、資料提供という本質的且つ基本的な機能は普遍であろうと思えます。私たちが早々に電子コンテンツへの対応を決めたのは今後のあり方への試金石でもあり、新しい図書館づくりへの新たな扉を開いたということでもあります。公共図書館に課せられた責務と社会的要請をもう一度見つめ直し、存在意義を今一度確かめたいと考えたいと思えます。

平成25年11月、全国棚田（千枚田）サミットを開催…

さて、話は変わりますが、本町の代表する風景として『あらぎ島』があります。あらぎ島とは有田川の湾曲と浸食作用によってできた舌状の棚田で、

大小54枚の水田が扇を開いたような独特な形をしており、その景観の美しさから、『日本の棚田百選』や第4回『美しい日本のむら景観コンテスト』農林大臣賞を受賞するなど、全国的にも高く評価されています。平成25年8月には風景の国宝と言われる『重要文化的景観』の国指定を受けるべく現在準備を進めています。

棚田のある風景はふるさとの原風景



△「第19回全国棚田サミット」ポスター

として日本人の心の中に刻まれてきました。幾重に重なり合った棚田は豊かな自然と稲作文化を語るには欠かせないものです。このすばらしい棚田の役割を見直し、先人達の知恵を学び、そして環境保全と農村文化を考えていくのが全国棚田サミットです。

有田川町では、『人、まち、棚田ともに未来へ』と題し、平成25年11月8日から9日にかけて全国より多くの方々のご参加を得て開催させて頂く予定です。この機会に是非とも美しい日本の原風景のある有田川町にお越し頂ければ幸いです。心よりお待ち申し上げます。

和歌山県有田川町教育委員会

教育部長 三角 治



何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務

[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)



お問い合わせは ☎ 0120-349-250 (利用時間/平日・土・日 9:00~17:00 (祝日等を除く) (回線がつかまりましたら 090 を押してください。)



http://www.smtb.jp 三井住友信託銀行 検索

情 報

がんばってます、東北！

復興だより

会ってしゃべって、つながる笑顔

福島県浪江町

2012年12月1日。福島県須賀川市の温泉施設に元気な笑い声が響きます。近隣で避難生活を送っている浪江町民が集い、久しぶりの再会を喜びました。中には、初めて言葉を交わす人もいましたが、みんな同じ町民。一緒に簡単な体操で身体を動かしたり、楽しいひとときを過ごしました。「浪江が故郷」という深い絆を再び確認し、あたためあう集まりが全国各地で開催されています。

戸惑いと落胆の中で

東日本大震災直後の福島第一



難しいポーズのない「ラフターヨガ（笑いヨガ）」で心も身体も活性化

原子力発電所事故による放射線物質漏洩が深刻化し、町全体に発令された避難指示。被災したわが家わが町を後に、また、家族や親戚の安否を確認できぬまま、避難を余儀なくされた町民も少なくありませんでした。親戚宅に身を寄せ、用意された仮設住宅や借り上げ住宅での避難生活が始まり、長年築き上げた「近所さん」の輪も、散り散りとなってしまいました。先のない避難生活、知らない町での生活は、遠慮や気後れが拭えない。多くの町民が外出を控え、家にこもりがちな日々。やがて、あちこちから、「近所さん」がどこにいるのか、近くに浪江町民が避難しているのかどうかもわからない。せめて町民同士が顔を合わせられる機会を作って欲しい」との声が聞こえ始めました。

とにかく、会って話す

時同じくして役場でも、町民のために何かできないかと模索中でした。とにかく避難先でも近隣に住む浪江町民同士でコミュニケーションを取って、不安



初の交流会でできない話題

だらけの避難生活を一緒に乗り越えていこうと、「なみえのしゃべり場」〜生まれ！浪江のなかま〜と銘打った交流の場を設けることにしました。第1回目は、2012年1月に東京で開催。当日集まった100人を超す町民たちは、楽しいことも辛いことも含め「今」を共有し、会場内は話の花で満開となりました。その後も、特定非営利活動法人まちづくりNPO新町なみえ、高崎地域震災復興支援委員会、高崎経済大学櫻井研究室、そして避難先の諸団体やNPOなどの協力を得て、福島県内のみならず、全国津々浦々50力以上の避難

先で、同様の交流会が開催されています。そして、おしゃべりするだけでなく、昼食会、温泉演奏会、ヨガなど、各種講座なども組み込まれるようになりました。

受動型から能動型交流会へ

2012年8月から、山形県と千葉県で各3名の「復興支援員」が任命されました。これは、避難した浪江町民同士、また町民と役場との「つなぎ役」として配置されたものです。一番の使命である、復興支援員主催の交流会もスタートしています。山形では、浪江の家庭料理ともいえる「すいとん」を参加者で作って一緒に食べるという参加型の交流会を開催しました。懐かしい味に、自然とほころぶ笑顔とはずむ会話。今後は、さまざまな交流会の形を生み出しながら、浪江町民の笑顔をつないでいきます。



懐かしい「すいとん」を参加者みんなで作り、楽しく美味しくいただきました

情 報

交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

財団法人 交通遺児等育成基金 (厚生労働省所管)
〒1102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

☎ 0120-16-3611 (通話無料)

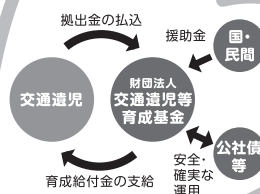
<http://www.kotsuiji.or.jp>

協力団体 / 独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5276-4451)

交通遺児育成基金制度とは

自動車事故で父親あるいは母親を亡くした遺児が交通遺児育成基金に加入し、損害保険会社等から支払われる損害賠償金等の中から拠出金を払い込むと、これに国や民間からの援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度です。

交通遺児育成基金の仕組み



- 満16歳未満(0~15歳)まで加入できます。
- 拠出金は加入年齢で金額が異なります。
- 育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。
- 給付期間は加入月の翌月から満19歳に達する月まで、3カ月ごとにまとめて支給されます。
- 入学・就職や給付終了時にお祝いを支給。加入者とその家族への援護活動も行っています。

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)をお願いいたします。

ひかり・みどり・ゆとり・ 協働のまち 愛川

神奈川^{あいかわ}県愛川^{あいかわ}町長 山田^{やまだ} 登美夫^{とみお}



愛川町は、神奈川県の県央北部に位置し総面積34・29km²の町で、東京から50km圏内、横浜市から30km圏の位置にあり、町の中央には丹沢山塊を源とする中津川が貫流して川沿いに低地をつくり、中津川と町の東端を流れる神奈川の母なる川・相模川に挟まれた台地に広がっています。

江戸時代から地場産業として繊維産業が発達し、「糸のまち」として広くその名を知られ、昭和41年に、神奈川県内陸工業団地が完成し150社の企業が進出、自然と調和した公害のない産業都市として着実な歩みを続け、現在の人口は42,571人、世帯数は17,636世帯となっています。町域内に鉄道はなく最寄駅は小田急小田原線の本厚木駅や相模鉄道の海老名駅、JR横浜線や京王線の橋本駅となっていますが、現在は小田急多摩線唐木田駅が

らJR相模線上溝駅までの延伸に向けた取組みが進められており、将来的には本町方面へのさらなる延伸も含めて鉄道の利便向上が期待されているところであります。また、東名高速道路と中央自動車道を結ぶ重要な広域幹線となる首都圏中央連絡自動車道の工事が進められており、この「さがみ縦貫道路」は、本年3月には「海老名・C」から「相模原愛川・C」までが開通し、広域交通の利便性が飛躍的に高まるものと期待されています。

昭和62年中津川上流に着工された宮ヶ瀬ダムが平成12年に完成し、みどり豊かな自然に囲まれた宮ヶ瀬湖周辺には「県立あいかわ公園」が開園されるとともに、同公園内には本町の郷土資料館や県の工芸工房村が開設され、ダム湖畔周辺の水と緑の空間が多くの人々に親しまれ、水源

地域として活性化し新たな観光拠点となっています。加えて本年4月には県企業庁の「愛川ソーラーパーク」が稼働するなど、宮ヶ瀬ダム周辺エリアを広く町の観光資源として町内外に発信していきたいと考えております。

さて、本町は古くから川に生き、川を愛してきた人たちのまちであり、町の中央を流れる中津川は古来、鮎河（あゆこう）と呼ばれ、「愛川」の文字に改めたと言われています。こうしたことから、本町は川なしには、水なしにはその生々流転のすべてを語ることができぬほど、川と深い「えにし」を持っています。中津川の奔流は水車を廻して動力となり、川の適度な湿度と相俟って燃焼業を繁栄させ、まさに川と共に発展してきた町です。

私が子供の頃は、中津川が毎日の遊び場でした。歓声をあげながらの水遊び、魚を捕ったり泳いだり、日が暮れるまで川にいたものです。魚の捕り方には色々な方法がありました。桑の木で作った竿に簡単な仕掛けを付けての小魚釣り、ガラスを張った箱のメガネで水の中のをぞきながら魚をモリで突く、ボラ突き、や鮎の体にかぎ針を引っ掛ける

「引っ掛き」もしました。ボラ突きや引っ掛きに飽きるとまた泳ぎ、皆で石を投げては代わる代わるその石を探しに潜る、唇が紫色になるまで泳ぎ、疲れると砂場で寝転ぶ、この繰り返しでした。顔も体も真っ黒に焼ける。抜けるような青い空、むくむくと真つ白な雲が湧いて流れる。涼風の吹く時刻になると、やっと帰る気になり手拭いを首に巻きつけながら家路を急いだものでした。こうした遊びの中で、子どもたちは自然に先輩と後輩の関係はもとより、知恵や知識を身に付け、また健康な体を作るとともに、身をもって自然の豊かさを学びながら、一人前の大人へと成長したものでした。

これからも、「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち 愛川」を将来都市像に掲げた「第5次愛川町総合計画」をより確かなものにしていくため、そして未来を担う子供たちのために「水とみどりの環境保全」や「快適な生活住環境の整備」等々において、住民と行政による新たな協働により、様々な事業の取り組みをしていきたいと考えています。